

FinTech/キャッシュレスの推進に関する規制緩和要望

アジアインターネット日本連盟
(AICJ, Asia Internet Coalition Japan)
2018年12月6日

アジアインターネット日本連盟（AICJ）について

- n アジアインターネット日本連盟（AICJ）は、インターネット産業の健全かつ持続的な成長に資する政策や制度のあり方等について、インターネット事業の一翼を担う産業界からの声を適切に届け、国民の議論を喚起していくことを目的に設立。
- n 2013年9月設立以来、インターネット政策について提言・理解促進活動・調査研究等を実施。

【活動ターゲット】



会員社



世界的なフィンテック分野の潮流

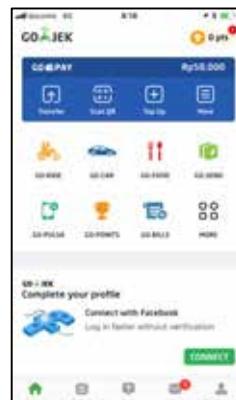
各国で伸びているフィンテックサービスでは、個人の生活シーンに密着したサービスと決済・金融サービスの融合が進んでいる。

中国 : Alibaba (EC×決済), Tencent (Messenger×決済)

インドネシア : GO-JEK (交通×決済)



運転手に現金を渡すとチャージ可能
GO-PAYを使うと現金より安く利用可能



GO-PAYにたまたまお金がある場合、
生活に密着した他の用途に利用可能



スマホを通じて
NFC対応端末等で支払い

制度見直しが必要な項目

本人確認情報の相互利用拡大
(厳格なAML/CFT対策とユーザー利便性の両立)

資金移動アカウントの機能充実

資金移動アカウントへの給与振込の実現、送金上限額（100万円）の緩和

FinTech/キャッシュレスの推進を目的とした見直し（1）

本人確認情報の相互利用拡大（犯罪収益移転防止法）

- KYCのワンスオンリー化

適正なマネロン対策等の水準を確保しつつ、顧客の利便性を向上させるため、同一の企業グループ内で管理基準を統一した場合等には、グループ内の特定事業者において既に本人確認が行われたことを他のグループ内の事業者が確認すれば、**再度の本人確認を不要**としていただきたい

- 委託元の制限緩和

特定事業者が本人確認を委託する場合、犯罪収益移転防止法施行令7条1項1号に定める取引に係る取引時確認のみを省略することができるものとされており、クレジットカードの発行取引のような類型の対象取引の類型については、施行令7条1項1号の取引でないため、取引時確認を省略できない。現状、クレジットカード発行取引等の特定取引のみを他の特定取引と区別すべき事情もなく、**委託可能な取引をクレジットカードの発行取引等にも拡大**していただきたい

- 依拠先の制限緩和

現状でも、犯罪収益移転防止法上、一部の特定事業者（銀行、クレジットカード事業者）が一度本人確認を行った顧客について、他の事業者が、当該特定事業者が既に本人確認を行ったことを所定の方法で確認すれば、再度の本人確認を不要としている。これを、他の特定事業者（資金移動業者等）にも拡大していただきたい

- 解釈の明確化

犯罪収益移転防止法の本人確認については、委託方式や依拠方式等の制度が複雑であることもあり、事業者ごとで見解が異なることがあるため、解釈を明確化していただきたい

FinTech/キャッシュレスの推進を目的とした見直し（2）

本人確認情報の相互利用拡大（番号法）

- 金融分野においても利用が拡大しているマイナンバーについて、グループ内の一つの事業者においてマイナンバーが提出されれば、**再度の提出を不要とするようにしていただきたい。**いわゆるマイナンバー法において、本人同意による目的外利用の禁止、および本人同意による第三者提供の禁止が規定されており、活用を阻害する要因となっている。少なくとも**グループ内の顧客の個人番号の共有および利用目的拡大**については、本人同意を前提として認めていただきたい

FinTech/キャッシュレスの推進を目的とした見直し（3）

資金移動アカウントへの給与振込の実現（労働基準法）

- ・ 現行の労働基準法上、賃金支払いは通貨払いが原則であり、例外的に銀行等の金融機関の預金預貯金口座への振込みや証券口座への振込みが可能となっている状況
- ・ 未来投資戦略2018でも掲げられているFinTech/キャッシュレス化と多様な働き方の推進のためにも、**資金移動口座への給与振込及びプリペイドカードの利用を可能としていただきたい**

送金上限額の緩和（資金決済法）

- ・ 資金決済法上、為替取引は、銀行だけでなく内閣総理大臣の登録を受けた資金移動業者も業として営むことができるが、資金移動業者が扱うことのできる為替取引は、100万円以下に制限されている状況
- ・ C2C市場等においてさらなるニーズが見込まれる、自動車等の高額商品の決済においても資金移動業者が決済を取り扱えるように、また、給与振込口座として資金移動口座の活用を進めるためにも、資金移動業者が扱うことのできる**送金額の上限を緩和していただきたい**